

## 令和3年度介護職員等特定処遇改善方針

1. 令和元年10月（消費税の増税に伴う）から開始された介護職員等特定処遇改善加算において、介護人材等確保のための取り組みを一層進める。（以下「特定加算」という）
2. 特定加算算定対象月を令和3（2021）年4月～令和4（2022）年3月迄とする。
3. 特定加算収入を手当として、翌々月の給与支給日に支給する。「法定福利費を含む」（令和3年度の手当支給日を6月給与支給日、7月給与支給日、8月給与支給日、9月給与支給日、10月給与支給日、11月給与支給日、12月給与支給日、令和4年1月給与支給日、2月給与支給日、3月給与支給日、4月給与支給日、5月給与支給日の12回とする。）

### あそか苑分配基準

\*特定処遇改善加算収入を、できるだけ多くの職員に配分する仕組みをつくる

\*配分については、介護職員特定処遇改善計画書のとおりとする（添付資料参照）

(1) 職員を3つの職員グループに分ける。

(2) 1グループ：介護職員（兼務も含む）として勤務実態があり、介護福祉士の資格取得があり、なお且つ介護経験が自施設、他施設含め10年以上の経験実績のある職員

2グループ：その他の介護職員（6年以上勤務、3年以上6年未満勤務、3年未満勤務）

3グループ：その他の職種（但し業務職、運転職は含まない）

(3) 毎月の勤務実態を考慮する。

①イ・勤務期間基準日：令和3年6月1日、7月1日、8月1日、9月1日、10月1日、11月1日、12月1日、令和4年1月1日、2月1日、3月1日、4月1日、5月1日

（支給は、各基準日に在職している職員に支給する）

ロ・欠勤、休職、育児・介護休業：いずれも勤務期間から除外する。

ハ・産前、産後休暇：いずれも勤務期間から除外する。

ニ・公務災害：勤務期間に含める。

ホ・介護、看護休暇：勤務期間に含める。

ヘ・有休休暇：勤務期間に含める。

ト・特別休暇（夏、冬）：勤務期間に含める。